

朗読愛好家のための著作権の基礎知識

(暫定版)

2007年5月
t e a b r e a k t

目 次

要約 (P 3)

- 1 はじめに (P 4)
- 2 著作権保護の目的 (P 5)
- 3 著作権の概要 (P 8)
- 4 朗読に係る著作権 (P10)
- 5 著作権の制限(著作権が及ばない場合) (P12)
- 6 朗読が認められるケース (P14)
- 7 まとめ (P20)

以下準備中

<参考> ブログやホームページでのアクセス制限の方法

仲間内や特定少数向けのネット配信を念頭に

CC

非営利であれば、このまま複製・頒布していただいて構いません。

出所明示の上、転載も結構です。

要約

著作権保護の目的

- ・ 小説家や作家を生み出すための基盤的制度
- ・ 作家が全心全霊を注ぎ込んだ人格の表れの保護

朗読に関する著作権

- ・ 複製権 : 作品を朗読してカセットや CD-R などに録音する場合
- ・ 口述権 : ホールなどで、聴衆に直接、朗読する場合（朗読会など）
ネット配信する場合の朗読は、「口述」に当たらない。
- ・ 公衆送信権（送信可能化を含む） : ホームページやブログで朗読をネット配信したり、電子メールでファイル添付で送る場合

朗読ができる場合（権利制限対象、権利範囲外など）

- ・ 著作権が切れた作品を朗読する場合
死後 50 年間はたったもの（起算時点は死亡の翌年から！）。「青空文庫」に収録されたものなど。
- ・ 自分で朗読をカセットやパソコンに録音して、自分や家族で楽しむ場合
- ・ 朗読仲間数名程度で、お互いに自分の朗読をカセットテープなどに録音して交換する場合。電子メールで録音ファイル（mp3 ファイルなど）を交換する場合。
- ・ ホールや会館などで、集まった聴衆を相手に、非営利目的で無償で朗読会を行う場合（交通費などの実費支払いは可）。
- ・ 作品を、引用の形で朗読する場合。
- ・ 「特定少数」向けのネット配信、電子メール配信、メーリングリスト
少数とは一般的には 50 人以内。
- ・ 著作権者の許諾を得ている場合
NPO「日本文藝著作権センター」の HP から許諾請求可能。

1 はじめに

この小冊子では、朗読と著作権との関係を、わかりやすくまとめてみたいと思います。インターネットの飛躍的普及によって、朗読サークルなどの朗読会だけでなく、ブログやホームページでの朗読のインターネット配信が、昨年（平成 18 年）頃から急に増えてきたように感じます。

それまでも、『声の花束』や『早耳ネット・音のボランティアサービス』、『表現よみ作品集』（渡辺知明さん）などのサイトがよく知られていましたが、昨年あたりから、簡単に朗読が公開できる音声ブログの SeeSaa、VoiceBank、Yahoo!・geocities などのサービス提供、ポッドキャスト（個人放送局）の普及によって、飛躍的に朗読ブログの数が増えました。iPod などの携帯用プレーヤーなどで使う音声ファイルである MP3 も簡単に作れるようになってい

ます。このような朗読愛好者にとっての環境向上によって、今まで朗読ボランティアをやっておられた方や、やったことがなくても是非やってみたい、広く他の人に聴いてもらいたいと思っている方も少なくないと思います。特に、著作権がある現代作家の作品などを朗読したいという方も多いことでしょう。

ただ、著作権との関係で、どこまでが許されて、どこからが許されないのがよくわからない、不安だ、と思っている方も少なくないのではないのでしょうか。音楽関係では、（愛好者の絶対数も多く、海賊版が出回りやすいこともあり）紛争も多いだけにルールもある程度浸透してきていますが、朗読の場合には手探りのような状況です。著作権法の解説書を見ても、音楽に焦点を当てて書かれたものはあっても、朗読に焦点を当てたものはまず見当たりません。ですから、そもそも朗読と原著作との関係からしてよくわからない、複製なのかそうではないのか・・・イロハがよくわからないという方のほうがはるかに多いと思います。

結局、著作権が切れたもの、青空文庫に収録されたものの中から朗読する、というケースが多くみられるところです。決して望ましい姿ではないと思うのは、「著作権がある = 朗読は禁止されている」と一般的に受け止められているのではないか、ということです。それは、文藝の活性化のためには不幸なことです。文学や小説、詩あるいはノンフィクションは、原著が書かれただけで後世に残るわけではありません。作品紹介の形で引用されたり、劇や場合によってはアニメになったり、あるいは朗読されたり、アンソロジーに収録されたり、教科書にも転載されたり・・・おおくは、二次利用の形でどんどん使われていって、多くの人たちの心に残る、国民の共有財産として定着していく、というの

が名作といわれるもののたどる道筋だろうと思います。

朗読は、耳で聴いて、朗読する人の読み方次第で人の心を揺さぶることもできる、その作品への人々の関心を高めることができる、という意味で、文藝の活性化を促進する大事な役割を担っています。そのような朗読が、インターネットという画期的手段を得て、さらにその役割を発揮できるような環境整備が必要です。

そこで、この小冊子では、朗読愛好家の皆さんに、朗読のインターネット配信を主に念頭において、朗読に関係する著作権のあらまじや、何が法律上許されるのか、という点をできるだけわかりやすくまとめてみたものです。私は、法律専門家ではありませんが、内容的には間違っていないと思っています。

もともとは、小生のブログ『しみじみと朗読に聴き入りたい』で著作権に関して書き綴ったものの中から関係部分を再編集の上、加筆したものです。ブログでは、「著作権者と朗読愛好家の共存共栄のために」のシリーズでさまざまな提言もさせていただいていますので、併せてご覧いただくと幸いです。

朗読愛好家の一人として（もっぱら聴くほうですが）、皆さんのお役に立つのであれば嬉しいです。

『しみじみと朗読に聴き入りたい』

ホームページ <http://homepage2.nifty.com/to-saga/roudoku2.htm>

ブログ <http://blogs.yahoo.co.jp/teabreakt>

「著作権者と朗読愛好家の共存のために」

<http://homepage2.nifty.com/to-saga/tyosakuken.htm>

2 著作権保護の目的

著作権の保護の目的は何なのでしょう？ 著作権法の 法目的では次のように書いてあります。

「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」

解説書などでは、「容易に対価を還流させる手段を与えることにより、創作活動のインセンティブ(やる気)を高めるための制度である。」と書いてあります。同じことかもしれませんが、以下、私なりに述べてみたいと思います。

(1) 小説家や劇作家を生み出すための基盤的制度

著作者が、いろいろな作品を生み出すためには、その人たちが安定した基盤をもつ必要があります。サラリーマンや自営業者が、趣味で小説を書く場合もあるかもしれませんが、それなりの才能を持った人たちが、文筆業として成り立つようにしなければ、すぐれた作品が継続的に生まれることを期待することはできません。小説「家」や音楽「家」、あるいは劇作「家」が生まれ生計が立てられるための、基礎インフラといえます。

また、それらのすぐれた作品を出版する出版社の利益もかんがえなくてはなりません。すぐれた良書を細く長く売っていく、という中小や個人の出版社は数多くあります。分厚い良書の出版や流通のコストはかなりかかりますが、かといって一冊の本の単価が高すぎると買いたくても買えなくなってしまいます。ですから、本の単価はそこそこに抑えて、長い期間かけてコストを回収していくということになるわけです。わたしたちは、それらの出版社のおかげで、優れた文藝作品にめぐり合い、文化の裾野を広げることができています。

だからこそ、長期にわたる著作権の保護が必要になってきます。現在、「著作者の死後 50 年」ということになっています（これを 70 年に延ばす動きがあり、それをめぐり議論が巻き起こりつつあります）。そこで想定していることは、せっかく生み出した小説や音楽を、それをそのまま他人に勝手に複製されて売られたのでは、利益を確保できず、小説「家」や音楽「家」を生み出すことができなくなり、文化の振興もおぼつかなくなるということでしょう。

(2) 人格権の保護

もちろん、単に経済的利益のことだけでなく、生み出した作品群は、著作者が全心全霊を注ぎ込んだ人格の現れでもありますから、人格権の一種として保護する必要性がある、という側面もかなりあります。そのような、コスト回収や人格権の保護のための期間として、「死後 50 年」という設定がなされているのでしょう。

(3) 小説家と発明家 どちらも知的創造者なのに・・・

ただ、特許権などとの比較でみると、この「死後 50 年」という設定の理由

には、よくわからない面もあります。

その小説家や音楽家が生計を立てられるようにして、作品創造の基盤を確保させ、すぐれた作品をどんどん作ってもらい、創造意欲を高めてもらう、という面からみれば、何も「死後」50年も保護する必要はないわけです。

発明家（企業）の保護は、発明して「出願してから20年」で切れてしまいます。発明のために投資する金額としては、何十億、何百億円と、著作の場合とは桁違いですが、ともかく20年でコストを回収して、さらに次の発明・開発のための資金を確保しなくてはなりません。

それとくらべると、同じ知的財産を生み出す者なのに、小説家や音楽家には過剰な保護期間が与えられているのではないかと、いう気がしないでもありません。その人が死んでしまえば、もはや知的創造がなされることはなくなるわけですし、生計として成り立つことを保障する必要がなくなるわけですから、理屈だけでいえば、死亡とともにその著作に対する保護は亡くなってもおかしいというわけではありません。あるいは、白地で考えると、特許権とのバランスからみて、「著作物を公表したときから50年」ということもありうると思われれます。解説書によっては、「死後20年くらいが適当ではないか。しかし、ベルヌ条約で死後50年間保護すべしとあるからやむおえない」と書いてあるものもあります。

ベルヌ条約では、著作物によって公表後起算と死亡時起算とがあり、法人や映画は、公表時起算になっています。

他方、そのすぐれた著作を世に伝える出版社のことを考えると、その流通コストの回収は、著作者の生死とは関係ない話で、数十年かけてやっとコスト回収できるケースも少なくないでしょうし、中小業者を含めて「出版業」が成り立ち、厚みをもった「知的創造産業」の一角として発展してもらうためにも、かなり長期にわたり利益を確保するための保護が必要だ、という面も無視できません。

また、著作物は人格の延長という面もありますから、死後半世紀くらいは、この作品はその著作者が作ったものだということを世間に知らしめ、あるいは、いたずらに改変されたりすることがないように、ということも大事な考慮点なのでしょう。

まとめますと、著作権保護は、コスト回収の保障による創造活動の基盤確保 + 人格権保護という観点から行われているということだと考えられます。

3 著作権の概要

(1) 著作権の保護期間は、原則として著作者の生存年間及びその「死後」50年間です。映画の著作権は、文学や小説などと異なり、原則として「公表後」70年となっています。この間までは公表後50年間だったものが著作権法改正で70年間に延びたのですが、改正法の施行期日との関係で、『ローマの休日』が著作権が切れたのか延長されたのかが裁判で争われたことは記憶に新しいところです。

今、文学作品で、青空文庫に収録されているものは、作者の死後50年間が経っているものです。現在、著作権の保護期間を70年間に延ばそうという動きがあり、青空文庫など朗読愛好家の皆さんがこれに懸念を示したり、反対したりしているのは、さらに20年間、作品を自由にホームページなどに掲げたり、朗読したりすることができなくなってしまうからです。

なお、仮に20年間延長されたとしても、既に著作権が切れている作品の権利が復活して青空文庫のホームページで読んだり朗読したりすることができなくなるわけではありません。これは、法律を改正する場合などの「不遡及の原則」といわれる基本的原則だからです。

平均寿命85歳の時代に、たとえば30歳で書いた作品は、実に105年間も公共資産にならないというのは、産業用の知的財産である特許権とは異なる文化的知的財産とはいえ、文藝家にとっての願いでもある「自分の作品を後世に残す」ということを実現する上でも、かえって障害にならないかとも感じます。さらに20年間延長されて「死後70年間」となると、125年間・・・(！)。忘却の彼方に、ということにならないでしょうか……。そのようなことも含めて、著作権の保護期間の延長の議論が行われてほしいものです。

(2) では、まず、著作権の概要を見てみましょう。以下は、文化庁がホームページに掲載している「著作権制度の概要」というページからの抜粋です。

著作者の権利の内容

著作者の人格権 (著作者の人格的利	公表権(18条)	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
----------------------	----------	--------------------------

益を保護する権利)	氏名表示権(19条)	著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
	同一性保持権(20条)	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

著作権(財産権) (著作物の利用を許諾したり禁止する権利)	複製権(21条)	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製する権利
	上演権・演奏権(22条)	著作物を公に上演し、演奏する権利
	上映権(22条の2)	著作物を公に上映する権利
	公衆送信権等(23条)	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
	口述権(24条)	著作物を口頭で公に伝える権利
	展示権(25条)	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
	頒布権(26条)	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
	譲渡権(26条の2)	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
	貸与権(26条の3)	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
	翻訳権・翻案権等(27条)	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利(28条)	翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利	

上記の各種の著作権は、主として次の2つが基本となります。

コピーを制作することに関する権利 → 複製権

コピーを使わずに公衆に伝えること（提示）に関する権利

→ 上演権・演奏権、上映権、公衆送信権、公の伝達権、口述権、
展示権 など。

4 朗読に関する著作権

これらの中から、朗読に関する権利を取り出してみましょう。

(1) 複製権

- ・ たとえば、作品を朗読して、カセットテープや CD - R などに録音することや、パソコンのハードディスクに記録することは、この規定でいう「複製」に当たります。
- ・ 定義規定では、「・・・録音その他の方法により有形的に再製」とありますから、単に朗読するのは「有形的再製」ではありませんから、「複製」に当たりません。それを対面で行う場合は「口述」になりますし、対面ではなくネット配信する場合は、「公衆送信」になります。

(2) 口述権

- ・ 朗読すること自体が口述ですが、著作権法上は、たとえばホールや会館などでの朗読会で、聴衆を相手に直に行う朗読を指しています。定義を正確に述べると、口述とは、「朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること(実演に該当するものを除く。)」(第2条)とされています。
- ・ また、「口述権」については、「著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。」(第24条)とあります。ここで、「公に」とありますが、これは、第22条の「上演権及び演奏権」の規定内に定義がされていて、「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として」と書いてあります。
- ・ 要するに、「口頭で」「公衆に直接」という点がポイントで、対面あるいは、ホールのような場所での朗読会、読み聞かせのように、聴衆がすぐそばにいることがその意味するところになります。
- ・ なお、同じ2条の定義規定の7項に、「この法律において、『口述』には、著作物の口述で録音されたものを再生すること(公衆送信又は上映に該当

するものを除く。)及び著作物の口述を電気通信設備を用いて伝達すること(公衆送信に該当するものを除く。)を含むものとする。」という趣旨が規定されていますが、ここでいう「録音されたものを再生すること」「電気通信設備を用いて伝達すること」とは、ホールや劇場などにいる聴衆に対して、マイクや館内放送を使って朗読する場合を指しています。

- ・しばしば、朗読の非営利目的の口述が著作権の制限対象になっていることから、非営利目的のインターネット配信も「口述」と同じ考え方で著作権は制限されるのではないか(=許されるのではないか)ということがいわれることがありますが、朗読愛好家としては残念ながら、そういうことにはなりません。インターネット配信は、たしかに「口述を電気通信設備を用いて伝達すること」に当たりますが、かっこ書で、「公衆送信に該当するものを除く」と書いてあります。次に説明するように、この「公衆送信」に、インターネット配信が含まれるからです。つまりインターネット配信は、法律上は、口述の延長にはならないのです。

(3) 公衆送信権(送信可能化を含む)

- ・「公衆送信」は、放送や有線放送のほかには、ホームページやブログでのインターネット配信や、電子メールで音声ファイルを添付して送信することなどを指します。
- ・定義規定では、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう。」とあります。その内訳は、そのあとにいろいろ書いてあって、**放送 有線放送 自動公衆送信 その他**ということになります。放送、有線放送はご承知のとおりですが、「自動公衆送信」とは「公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう」(第2条(9-4))とあり、要するにインターネットで、受け手がクリックすれば情報が送られてくるものがこれに当たります。ブログで再生ボタンをクリックすれば朗読がきけるようになっていますが、それがこれに該当します。
- ・「自動公衆送信」でもなく、放送、有線放送でもないいわば、「手動の」「公衆送信」に当たるのが、あらかじめの申込みに応じて送るメーリングリストや、連絡をもらってから送る電子メールに添付して送る形態です。
- ・なお、「自動公衆送信」には「送信可能化」が含まれると規定されています。「送信可能化」というのは、音声ファイルを配信用サーバーにアップロードして、公衆からの求めに応じ自動的に送信できるようにすることです。「公衆送信」の準備段階といえます。自分のパソコンに朗読したファイルをハードディスクに記録することは「複製」ですが、それをプロバイダー

などの配信用サーバーにアップロードし、クリックすれば送信されるようにすれば、「送信可能化」したということになります。

- ・なお、ここでいう「公衆」とは、「不特定の人」又は「特定多数の人」を意味します。相手が「ひとりの人」であっても、「誰でも対象となる」ような場合は、「不特定の人」に当たりますので、公衆向けになります。たとえば、電子メールで朗読ファイルを添付して送信する場合、1回の送信は「1人向け」ですが、「申込みがあれば『誰にでも』送信する」というサービスを行うと「公衆向けに送信した」ことになります。「特定多数の人」も、規定上「公衆」に含めているのは、「会員のみが対象なので、不特定の人向けではない」という脱法行為を防ぐためです。何人以上が「多数」かはケースによって異なると思われませんが、一般には「50人を超えれば多数」と言われています（文化庁HPによる）。

5 著作権の制限（著作権が及ばない場合）

- (1) 著作権法では、例外的に、著作権等を制限する（＝著作権者等に許諾を得ることなく利用できる）場合を列記しています（第30条～第47条の3）。文化庁の上記HPでは、次のように説明されています。

「これは、著作物等を利用するときは、いかなる場合であっても、著作物を利用しようとするたびごとに、著作権者の許諾を受け、必要であれば使用料を支払わなければならないとすると、文化的所産である著作物等の公正で円滑な利用が妨げられ、かえって文化の発展に寄与することを目的とする著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないためです。

しかし、著作権者の利益を不当に害さないように、また、著作物の通常の利用が妨げられることのないよう、その条件は厳密に定められています。

また、著作権が制限される場合でも、著作者人格権（筆者注：同一性保持権、氏名表示権など）は制限されないことに注意を要します（第50条）。

なお、これらの規定に基づき複製されたものを目的外に使うことは禁止されています（第49条）。また、利用に当たっては、原則として出所の明示をする必要があることに注意を要します（第48条）。」

- (3) 以下、同HPに掲げられている著作権が制限される場合のうち、朗読に関係すると思われる部分だけを取り出してみます。

私的利用のための複製 (第30条)	家庭内で仕事以外の目的のために使用するために、著作物を複製することができる。(以下略)
図書館等における複製 (第31条)	政令(施行令第1条の3)で認められた図書館に限り、一定の条件の下に、利用者に提供するための複製、保存のための複製等を行うことができる。コピーサービスについては翻訳して提供することもできる。
引用 (第32条)	公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。(以下略)
点字による複製等 (第37条)	点字によって複製することができる。また、点字図書館や盲学校の図書室など一定の施設では、もっぱら視聴覚障害者向けの貸出し用として著作物を録音することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
営利を目的としない上演等 (第38条)	営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、公表された著作物を上演・演奏・上映・口述することができる。ただし、出演者などに報酬を支払う場合は許諾が必要となる。営利を目的とせず、貸与を受ける者から料金をとらない場合は、CDなど公表された著作物の複製物を貸与することができる。(略)

(3)「私的利用のための複製」について少し補足します。著作権法において正確にはどういう規定になっているかというと、「著作権の目的となつている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(中略)を目的とするときは、(中略)その使用する者が複製することができる。」(第30条)とあります。

- ・ここで、「個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」とは、「自分自身で使うとか、自分の家族に使わせるとか、自分の所属する閉鎖的なグループに使わせる」「メンバー相互間に家庭内に匹敵するような強い個人的結合があることが必要」とされています(加戸守行著「著作権法逐条講義」)。しばしば、「自分、家族や身内」「ごく親しい友人数人程度」「クラスの仲間10人程度まで」と解説書で記載されています。

(4) 引用における注意事項

以下、上記HPからの抜粋です。

- 「他人の著作物を自分の著作物の中に取り込む場合、すなわち引用を行う場合、一般的には、以下の事項に注意しなければなりません。

他人の著作物を引用する必然性があること。
かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。
出所の明示がなされていること。（第48条）
（参照：最判昭和55年3月28日「パロディー事件」）

6 朗読が認められるケース

上記から、朗読では、次のような場合が認められるということになります。
大別して、以下の4つの場合です。

- 著作権が切れている場合（許諾不要）
- 著作権の制限規定に該当する場合（許諾不要）
- 著作権の権利範囲に含まれない場合（許諾不要）
- 著作権者の許諾を得ている場合

著作権が存続している現代作家の作品などを朗読する場合には、
の範囲内で行うことができるということになります。

（1）著作権が切れている場合

- これは、言うまでもありません。作者の死後50年が経った作品で、青空文庫に収録されているものはそういうものが対象になっています。自由に朗読会なり、ネット配信なりができます。
- 営利・非営利を問いませんから、自分でCDに録音したりネット配信したり、有料の朗読会を開いて、収入を得ることもできます。
- なお、著作権の期限切れの時期は慎重に確認しなければなりません。青空文庫にのっているものはそういうものが対象ですが、起算時点と満了時点を間違わないようにしなければなりません。単純に、死亡した日の翌日から起算するのではなく、死亡した日の属する翌年から起算します。たとえば、1980年に死亡した場合は、翌年の1981年から起算して、2030年の12月31日まで存続します。

(2) 著作権の制限規定に該当する場合

よくあるケースとして、次のようなものが該当し、朗読することが認められると考えられます。

自分で朗読をカセットやパソコンに録音して、自分や家族で楽しむ場合

朗読仲間数名程度で、お互いに自分の朗読をカセットテープなどに録音して交換する場合。電子メールで録音ファイル（mp3ファイルなど）を交換する場合。

図書館が、朗読ボランティアなどにより障害者向けに録音して貸し出す場合。

ホールや会館などで、集まった聴衆を相手に、「非営利目的により無償で」朗読会や読み聞かせを行う場合。

- ・朗読者に謝金を払ったりする場合は、無償ではありませんから、著作権者の許諾がない限り認められません。ただし、交通費などの実費を払うことは可能です。

作品を、引用の形で朗読する場合。

- ・書籍では、さまざまな批評の中で、いろいろな作品の内容が引用されることがあります。作家の主要作品を抜粋して解説するような本もあります。これらは、上記「4.(4)」の条件に合致する限り、著作権者の許諾は必要ありません。
- ・ですから、朗読の場合でも、あるテーマを論じる一環でその作品を取り上げて「批評＋引用朗読」ということであれば、許されると考えられます。その場合、次のような点に留意する必要があるでしょう。

イ 自分としての、ある程度まとまった形での批評・研究・感想をしっかりと書く又は述べる。

ロ 引用する部分は、上記の批評等と関連したものに限定する。

ハ 全体でも書籍全体の10分の1までを目安とする（10分の1というのは、別に法令に規定されているわけではありませんし、批評の流れからしてそれ以上朗読しても大丈夫な場合もあるでしょう。要するに、ここでの趣旨は、引用と称して多くの部分を朗読してしまうような脱法行為は避ける必要があるということです）

ニ 出所を明記し、録音ファイルにもそれを付加する。

(3) 著作権の範囲に含まれない場合

著作権の権利の定義規定からみて、権利に含まれない部分があることがわかってきます。たとえば次のような場合です。

「特定少数」向けのネット配信

- ・ 「公衆送信権」の対象は、「公衆」に対して送信する場合です。「公衆」とは、すでに述べたように「不特定者」や「特定多数」を指しますから、「特定少数」に送信する場合は、権利の対象外ということになります。
(注) ただ、自動公衆送信(ネット配信)の準備段階であるプロバイダーのサーバーへのファイルのアップロード(送信可能化)が、複製に当たるとして、複製権が及ぶとする考え方もありますが、この点は後述します。
- ・ 「特定少数」とは、ケースにもよりますが、一般的に 50 人を超えないものをいうとされています。その範囲内であれば、相手を特定した形でのネット配信は認められるということになります。
- ・ その場合、実質的に不特定多数なり特定多数向けの配信ではないかとの疑念をもたれることがないよう、管理をしっかりとすることが求められるところです。たとえば、次のような工夫が必要でしょう。
 - イ 少数会員制とする場合、誰でも入会できるということにはせず、自分で適否をきちんとチェックすること。朗読サークルの仲間同士であれば問題ない。
 - ロ 人数はどんなに多くても 50 名を超えないようにすること。もう少し少なくしたほうが無難。会員が誰かを常に特定して整理しておくこと。
 - ハ ID とパスワードによるアクセス制限をしっかりとつけること。時々、パスワードを変更するなどにより、セキュリティ管理を厳しくすること。プロバイダーによっては、特定のパソコンからしかアクセスできないようにするサービスもあるので、そのようなサービス利用も有効(アクセス制限の方法については、別途わかりやすく解説を載せる予定です。)
- 二 法律上は、営利・非営利あるいは有償・無償は問わないが、ただ対象となる非営利・無償の「口述」とのバランスからして、同様に非営利・無償のものとするのが望ましい。

特定少数向けの電子メール配信、メーリングリストなど

- ・ 上記の注で触れたように、ホームページやブログからダウンロードできるように配信をするような「自動公衆送信」が、プロバイダーの送信サーバーへの蓄積段階で複製権による規制が及ぶという考え方を、仮に認めるとしても、そのような「複製」を伴わない「電子メールに音声ファイル添付による形での配信」は、問題ないということになると考えられます。

- ・「特定少数」の会員や仲間をしっかりと整理・管理する必要性は、ネット配信の場合と同じです。

<注> 「自動公衆送信権」と「複製権」

論者によっては、「自動公衆送信」の場合にも、プロバイダーのサーバーへの複製（蓄積）を伴うから、複製権の侵害にもなりうる余地があるとか、「送信可能化権」は、基本的に複製権が働き得る態様の行為に対して重疊的に権利が付与されたものだ、という解説をしている場合があります。下級審でも、複製権と送信可能化権の侵害を認定した例もあります（「ファイルログ事件」東京地裁による送信差止め仮処分決定）。このような議論が生じていることは、著作権法自体があいまいな部分を残している面は否定できません。

たしかに、音楽のCDや映画のDVDの海賊版の流通を想定すると、こういう解釈により、たとえ少数であっても権利防護の壁を高くしたくなるのもわからないでもありません。

しかし、少なくとも、非営利・無償の朗読に関しては、公衆送信権の対象からはずれる特定少数向け送信についてまで、複製権を及ぼすのは、次のような理由から適当とは言いがたいと考えます。

イ 「公衆送信権」は、文化庁の解説にあるように、口述権や上演権などと同様に、「コピーを使わずに公衆に提示する権利」のひとつとして分類してされているもので、「コピーを作る権利」である「複製権」とは別の種類の権利として規定されている。「公衆送信」には「送信可能化」（＝サーバーへの蓄積）という形での複製が伴う場合であっても、それは「公衆送信」の一プロセスに過ぎない。著作権法が、「複製権」とは別途「公衆送信権」という類型で規律しているにも関わらず、複製権に伴う複製禁止権によって無意義なものになるのはおかしい。文化庁のHPで、「公衆」には「特定少数」は含まれない旨（したがって、特定少数向け送信は、公衆送信には当たらないので許される旨）書いてあることが、意味をなさなくなってしまう。

インターネットの特性上、情報を送信する場合には、送信サーバーへの蓄積だけでなく、途中段階でのさまざまな中継サーバーを経由し、最後は受け手のパソコンに一時的に蓄積されて画面に映るなり音声が届くことになるが、その各段階の個々のサーバーへの情報の記録を、「複製」として複製禁止権でブロックできるのでは、自動公衆送信そのものが成り立たなくなる。著作権法の「送信可能化」の定義をみても、「公衆送信用記録媒体に情報を記録し・・・」としており、「複

製」という用語は使っていないのは、そのような含みがあったからだ
と推定される。

仮に、送信サーバーへの記録（蓄積）を伴うようなオンデマンド方式のものに複製権を及ぼすのであれば、「自動公衆送信」は、蓄積を伴わないライブ中継に限定して権利範囲とすればよかつたのではないか。

□ 公衆送信の類型に含まれる「放送」「有線放送」においては、法第44条で、「放送事業者は、第23条第1項に規定する権利を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手段・・・により、一時的に録音し、又は録画することができる。」と規定され、複製権は及ばないとされている。自動公衆送信においては、送信サーバーへの蓄積がこれに相当するものであり、当然、放送の場合の録音と同様に考えられて然るべきである。

ハ 「自動公衆送信」が97年の法改正で規定された際、施行段階で送信可能化されていたものについては、経過措置によって、施行後も送信可能化権によって妨げられることはないとされている。複製権によってブロックされるのであれば、そのような経過措置は無意味である。

ニ 朗読がそれに当たる「口述」の場合には、ホールなどで公衆に直接対面して、非営利・無償で行う場合には、著作権が及ばない権利制限の対象となっている。その場合、録音したものを会場でケーブルやマイクを使って流すことも「口述」に含まれると規定されている。「口述」が、「ホールという物理的空間」での特定少数向けの配信であるのに対して、朗読の特定少数向けのネット配信は、それを「ネットという空間」にシフトさせたものといえる。

したがって、口述についての著作権の制限とのバランスからみても、非営利・無償の特定少数向けネット配信について、複製禁止権が実質的に及ぶとするのは適当ではない。

ホ 著作権法の解釈として、著作物の利用については、厳格性、限定性が求められるとしても、排他的権利が画一的に及ぶとするべきではなく、公正な利用との調和を図るべく法運用がなされる必要があるといわれている。対象がCDやDVDなどの海賊版であればともかく、朗読のようなそれ自体創造的な二次著作物であることを念頭におけば、上記のように、「自動公衆送信」という類型の中で正面から認められる行為（特定少数へのネット配信）を、形式的な複製権の解釈でブロックすることは、適正な法運用とはいえず、権利の濫用にも当たることから適当ではない。

(4) 著作権者の許諾を得ている場合

- ・著作権があるということは、朗読が禁止されるということではもちろんありません。権利制限などの対象にならない場合でも、著作権の許諾を得れば、堂々と朗読することができます。

(参考) 利用許諾を得る方法

NPO 日本文藝著作権センターの利用

- ・小説家や文学者などは、「日本文藝家協会」の傘下にある NPO 日本文藝著作権センターに著作権管理を委託している場合が多いようです。

<http://www.bungeika.or.jp/top.htm> : 協会

<http://www.bungeicenter.jp/> : センター

- ・センターのサイトの中に、「許諾申請手続はこちらへ」と書いてあるところ (<http://www.bungeika.or.jp/procedur.htm>) をクリックすると、「委託者一覧」「作家一覧」が載っています。そこに載っているのであれば、「著作権許諾申請フォーム」がありますから、そこからダウンロードして申請できます。

<http://www.bungeika.or.jp/shinsei-hp.htm>

- ・ただ、著作権使用料は、営利目的の放送や上演、ビデオ販売とかは書いてありますが、非営利・無償の朗読のネット配信については、明示的規定はなく、「その他」の項目で、「利用の目的、態様、その他の事情を踏まえて、協議により決定」とあるのみです。もう少し個人朗読愛好家のために目安などを記載してほしいところです。

<http://www.bungeika.or.jp/kitei20060309.pdf>

朗読ボランティア全国ネットワークの「お話 Pod」、「お話マルシェ」の利用

- ・「[お話 Pod](http://www.ohanashipod.jp/)」のHPに、著作権者や出版社との交渉を代わって行うと書いてあります。相談してみてもいいでしょうか。

<http://www.ohanashipod.jp/yomitaihon061001.htm>

7 まとめ

50年の著作権の切れていない現代小説家やノンフィクション作家の作品を、

インターネットのブログや HP で朗読して発信したい、あるいは聴きたいという要望は、朗読愛好家の間に広くあると思います。朗読ブームの盛り上がりにより、朗読は自己表現の方法のひとつとして浸透しつつあります。

直感的には、現代小説などのネットでアップされた朗読を聴けば、書籍を購入して読んでみようという気になり、販売促進効果も大きいので、作家側や出版社とも共存共栄になるのではないかと感じます。現に、私自身も、ブログや HP で古典、文学、詩などの素晴らしい朗読をきいて、それに触発された本を買ったことも一度や二度ではありません。

ネットでの朗読作品の提供は、多数の人たちがそれに接し、原著の魅力を認識するチャンスを提供することになります。原著の複製をネットに載せるわけではありませんから（それはもちろん許されません）、魅力を感じた人たちは、必ずや、本を手にとって読んでみよう、買ってみようという気になるはずで、提供者と需要者と立場は異なっても、同じ文学や小説、詩の愛好家として利害は一致するのですから、上記の点にご理解をいただいて、コンテンツの流通促進の観点から、ともに積極的、建設的に考えていただくこと期待しております。

この小冊子をまとめた者として、是非、朗読愛好家の皆さんにお願いしたいのは、どんどん、さまざまな作品を朗読して、音声ブログやホームページから配信していただきたいということです。

一般的には、青空文庫のような著作権が切れている作品の朗読が中心かもしれませんが、「批評＋引用」の形であれば、著作権のあるものでも許諾なく朗読することができます。朗読しようという作家や作品に、それなりに思い入れがあるからこそ、何かが気に入っているからこそ、朗読しようという気持ちになるのでしょうか。ですから、何か一定のテーマの下に、作品に言及しつつ（お話しするのでも、ブログで文章にするのでもどちらでもいいと思います）それに関係する作品の箇所を朗読するというパターンがもっと増えてもいいのと思っています

たとえば、思いつきですが、テーマとして、「文学で楽しむ日本の汽車旅」「最愛の家族との死別のつらさ、悲しさ」「隅田川が育くんだ日本の文学者たち」「日本の自然の美しさ」「川端康成の作品の透明感」「方言で生きる現代小説の魅力」「永井荷風にみる下町情緒」などなど、縦横いろいろな切り口のテーマに沿って、批評・解説しながら、作品の関係する部分を抜粋しながら朗読するブログが増えれば、ますます朗読の世界が深みを持ったものになると思うのです。NHK の教育番組で最近始まった中高生向けの番組で、『10min.ボックス』という素晴らしい番組があります。解説と映像、朗読を組み合わせながら進行するのですが、時間は短くとも、大人でも惹き込まれます（<http://www.nhk.or.jp/10min/>）。こんな番組が、朗読愛好家の手でいろいろ発信され

たら、素晴らしいだろうなあと思います。

また、特定少数向けであれば、アクセス制限付でのネット配信や電子メールのメーリングリストによって、著作権がある現代作品の配信も可能です。

もちろん、著作権者の許諾が得られた作品であれば、堂々とネット配信可能です。

私のブログの「引用を通じた作品の紹介」「特定少数へのネット配信」の部分をお読みいただくと幸いです。

いろいろな形で、いろいろな朗読愛好家の方々が、朗読を発信していただくと、日本の朗読文化は、きっと、より多彩で魅力的なものになると確信しています。

以下準備中

<参考> ブログやホームページでのアクセス制限の方法

仲間内や特定少数向けのネット配信を念頭に